

2019年度 標準学力調査（小学校）業務委託 仕様書

1 調査の概要

(1) 調査の名称

2019年度 標準学力調査（小学校）

(2) 調査の目的

- ①那覇市立教育研究所（以下、教育研究所）が、市内における児童の学力状況を把握・分析することにより、児童の課題の改善に向けた教育及び教育施策の成果と課題を検証し、市内全体の児童の学力状況の改善を図る。
- ②各学校が、児童の学力状況を把握し、児童への教育指導の改善を図るとともに、そのような取組を通じて、学力向上のための計画、実行、評価及び改善を継続的に進める体制を確立する。
- ③児童一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力や学習に目標を持ち、また、それらの向上への意欲を高める。

(3) 調査対象（予定）

【標準学力調査】（※児童数は2月2日現在の予測）

那覇市立小学校 第4学年児童 約3,407人 校数36校

※上記、調査対象は概数であって、実際の調査に当たっての人数は若干増減することがある。

(4) 調査内容

【標準学力調査】

学力に関する調査：国語・算数

(5) 調査日

2019年5月20日（月）～平成31年5月24日（金）

(6) その他

調査の内容については「平成31年度 標準学力調査（小学校）実施要領」を参照のこと。

2 委託内容

(1) 事業計画の策定

本調査の実施要領及び本仕様書に示す各事項を踏まえ、調査を円滑かつ確実に実施するための実施計画を作成し調査を実施すること。

(2) 事業の実施に係る一連の仕組みの構築

本調査の実施要領及び本仕様書に示す各事項を踏まえ、調査を円滑かつ確実に実施するため、調査問題作成・印刷・配送・回収・採点・集計・分析・結果提供などの一連の仕組みを構築し、必要な設備を準備の上、調査を実施すること。

(3) 実施説明会

本調査の実施要領及び本仕様書に示す各事項を踏まえ、調査対象の学校に対する実施説明会を5月9日(木)に行うこと。

(4) 調査問題等の作成

調査問題等を作成する体制を整え、本調査の目的の達成に資する調査問題等を作成すること。学力調査問題は、学習指導要領で求められている学力の定着状況が的確に把握できる独自の問題を作成すること。

※作成の進捗段階に応じて、本調査のねらいが確実に反映されるよう、適宜、教育研究所と検討会議を開催すること。

(5) 調査に必要な資材の作成

調査の実施に必要な資材の設計、作成(印刷等)を行うこと。設計、作成にあたっては、調査が円滑かつ確実に実施されるよう工夫すること。

(6) 配送・回収作業の実施

学校や教育委員会(教育研究所)等に対し、指定された時期に、適切な数量の調査資材等を配送及び回収する仕組みを構築し、実施すること。

配送指定日

- ① 実施マニュアル(教育研究所)…………… 4月21日(月)
- ② 学力に関する調査関連資材(各学校)…………… 5月10日(金)～5月17日(金)
- ③ 教育研究所への調査結果資料…………… 6月24日(月)
- ④ " 分析結果概要…………… 8月19日(月)

回収指定日

- ⑤ 解答用紙…………… 5月27日(月)～29日(水)

(試験が5月20日以前に終了した場合、学校と調整し早めても可)

※教育研究所に配送する各調査資材等は、それぞれ7部を原則とする。

※学校に配送する各調査資材は、児童数に応じて学級ごとにまとめるなど、調査が円滑かつ確実に実施できるよう配慮すること。なお、調査資材ごとに相当の予備分を配送すること。

※調査資材の配送・回収の仕組みの構築にあたっては、特に正確な配送・回収、情報漏洩の防止、円滑かつ確実な受け渡し及び誤配送への対応が実施されるよう工夫すること。

※調査の後日実施分(5/27～5/29)がある学校に対して、後日に回収をおこなうこと。

※回収した調査資材は、検索可能な形で保管し、教育研究所が指定する時期に適切に廃棄すること。

(7) 採点・集計作業の実施

正確、情報漏洩の防止の観点など、採点及び集計を円滑かつ確実に行うための仕組みを構築し、実施すること。

※採点・集計作業においては、採点者等に対する事前指導や採点者等を監督する体制の構築、また、2回採点・2回パンチ等による複数者のチェック等、採点・集計ミスを防ぐための確実な仕組みの下で実施すること。

※採点ミスや採点基準のブレを防ぐため、採点作業中においても継続的に教育研究所への報告と協議を行い、必要に応じて採点作業の調整・修正を行いながら実施すること。

(8) 分析作業の実施

分析については、本調査の目的を充分満たす調査結果が提供できるよう、多面的な分析を実施すること。

※文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」等の同種の調査の分析内容を踏まえつつ、本調査の目的を達成するため、より充実した分析等が可能であれば提案すること。

(9) 調査結果資料の作成・提供

①教育研究所向け

全国や那覇市との比較ができる調査結果資料〔紙媒体・電子媒体〕等の提供を行うこと。
・学年別全体表 ・教科別全体表 ・観点別全体表 ・領域別全体表 ・学校別成績一覧
・正答率度数分布一覧 ・分析結果概要(帳票様式等は契約後研究所と調整する)

②学校向け

全国や那覇市との比較ができる調査結果資料〔紙媒体・電子媒体〕等の提供を行うこと。
・学年別一覧表 ・教科別一覧表 ・観点別一覧表 ・領域別一覧表 ・正答率度数分布一覧

③児童向け

市内や全国との比較ができる調査結果資料〔紙媒体・電子媒体〕等の提供を行うこと。
・個人の総合成績票 ・個別アドバイス

※資料の作成にあたっては、提供先である児童・学校・教育研究所等が、それぞれに本調査の目的の達成に向け十分活用できる内容及び提供方法となるよう工夫すること。

※調査結果の誤配送・調査結果の確認及び採点・集計ミスの修正等に対応する仕組みを構築し、迅速かつ適切に対応すること。

(10) 作成物の電子媒体での提供

調査問題・解答用紙等、本事業で作成した資料等は電子媒体で教育研究所に提供すること。また、提供されたデータを教育研究所が加工して、学校等への機関に無償で提供することの許可が可能であること。

(11) セキュリティの保持

調査問題作成・印刷・配送・回収・採点・集計・分析・結果提供など、全ての事業全体を通して機密の保持や個人情報の取扱の遵守を図るために必要な措置を講ずること。

(12) 調査結果説明会

本調査の結果資料のデータの見方、活用の仕方等、調査対象の学校に対する結果説明会を7月1日(月)(予定)に実施すること。

(13) 検収

委託者は、受託者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、委託者、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

(14) 守秘義務

受託者は、本調査事業の実施で知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。また、当該の情報は教育研究所が指定する時期に適切に廃棄すること。

(15) 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、教育研究所と適宜協議を行うものとする。